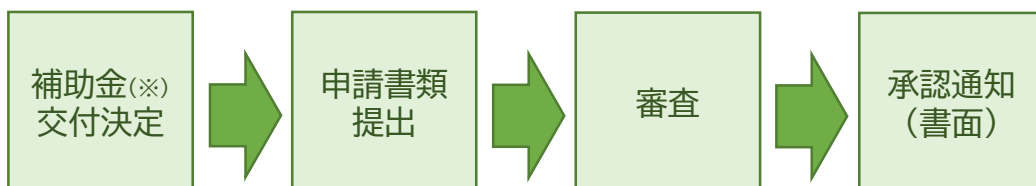


令和8年度福岡県中小企業成長投資・賃上げ応援補助金

申請方法



※万葉歌碑による県内周遊促進事業補助金

提出物: 交付申請書、事業場内最低賃金を時間給換算で30円以上引き上げる旨の計画書及び当該計画書の根拠資料(賃金台帳の写し)

申請期間

令和8年6月9日(火)から令和9年2月5日(金)まで
※午前9時から午後5時まで(土曜、日曜、祝日等の閉庁日は除く)

補助対象者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する組合、一般社団法人又は一般財団法人であって、地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められる法人のうち、補助要件を満たす者とする。

補助要件

- 万葉歌碑による県内周遊促進事業補助金の交付決定を受けた者
- 補助事業終了までに事業場内最低賃金を時間給換算で30円以上引き上げること

補助金額

万葉歌碑による県内周遊促進事業の補助対象経費に対して、補助率を2/3又は3/4に置き換えて算出した額から、交付決定を受けた万葉歌碑による県内周遊促進事業補助金の補助額を除いた額(千円未満は切り捨てとする)

事業所内最低賃金 引上げ額	30円以上60円未満 の賃金引上げ	60円以上 の賃金引上げ
補助上限額	33万3千円	50万円
補助率	2/3	3/4